

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野において、第 1 回点検（平成 25 年）で指摘した「今後の課題」に対応した進捗状況

① 持続可能な社会を実現するための地域づくりを進めるに当たっては、地域の自発的かつ先進的な取組を進める様々な主体に対しての支援に努めるとともに、各地での取組の状況を検証しつつ、地域資源を活用する上での制約要因を明らかにし、その解消に向けた検討に努めるなど、地域づくりを促進するための環境の構築を進めるべきである。特に自立分散型エネルギーの導入は、災害時などにも影響されない頑健性・自立性のある地域エネルギーの確保等、地域の自律性の向上等に効果があることに留意すべきである。

また、地域づくり・人づくりの取組を進めるに当たっては、関係省庁の行う様々な観点からの取組相互の連携を行うことと併せて、様々な専門知識を有するアドバイザー等との連携の重要性に留意して支援等を行っていくべきである。

【関係施策等（関係府省）】

31 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくりの推進（国土交通省）

低炭素まちづくりを推進していくため、今後も、引き続き、低炭素まちづくり計画の作成や計画に基づく取組を支援していく。

32 低炭素地域づくりに向けた取組の支援、技術実証事業（環境省）

チャレンジ 25 地域づくり事業（低炭素地域づくり集中支援モデル事業）及び低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業について、事業を通じて明らかとなった制約要因の解消のため、「グリーンプラン・パートナーシップ事業」による財政面の支援や「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」による情報面での支援等を通じ、地域づくりを促進するための環境の構築にハード・ソフト両面から努めている。また、今後、地方公共団体等が実証対象技術の活用を検討することを想定し、CO₂削減効果、事業性、採算性、波及性、地域への貢献性等の観点から実証事業の結果を分かりやすくとりまとめて公表することにより、多様な主体が共有・活用できるような基盤整備を行った。

また、地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業について、災害時等にも影響されない頑健性・自立性のある地域エネルギーの確保など、地域の自律性の向上等に効果があることに着目しつつ、平成 24 年度～27 年度を通じて構築した全国 9 か所を自立分散型モデルケースとして、方法論や効果等の成果の共有・横展開を図る。

33 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業（農林水産省）

再生可能エネルギーを活用して、地域の農林漁業の発展を図る取組を推進するため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成 25 年法律第 81 号）の枠組みや各種予算措置等の活用を積極的に促進する。

34 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業（農林水産省）

小水力発電の導入可能性調査を取りまとめたうえで公表しており、多様な主体が共有・活用できるよう努めている。

35 木質バイオマス利用施設等整備（森林整備加速化・林業再生基金）（農林水産省）

農林水産省では、木質バイオマスの活用についての相談窓口を設け、発電、熱利用、燃料の供給力等についての情報提供や、専門家の派遣等による必要な助言によって、様々な専門知識を有するアドバイザーとの連携の重要性に留意して支援を行っている。

37 下水道における再生可能エネルギーの導入促進（国土交通省）

地域資源を活用する上での制約を解消するため、地域資源の1つである下水熱の利用について、事業化に関し不足している情報の基盤整備として「下水熱ポテンシャルマップ」の開発を行うとともに、規制緩和を検討している。

38 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（国土交通省）

緊急時に荷役機械や蓄電池を利用して、各種設備へ給電可能な体制を構築することとしており、災害時等にも影響されない頑健性・自立性のある地域エネルギーの確保を図っている。

39 港湾における洋上風力発電の導入円滑化（国土交通省）

港湾管理者による水域占用許可の技術的な判断基準となる「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン（案）」を策定した。

② 持続可能な地域づくり・人づくりに関する地域での取組については、国全体として取組の実態の把握が十分にできていないことから、地域での取組の状況を把握することに努めるとともに、各地の先進事例について、多様な主体が共有・活用できるような基盤整備に努めるべきである。

【関係施策等（関係府省）】

10 新エネルギー等設備導入促進広報事業（経済産業省）

再生可能エネルギー関係者が一同に会したシンポジウムや展示会の場で、先進事例等の積極的な普及に努めた。

18 里地里山保全活動支援業務（環境省）

環境省ウェブサイト上で、活動団体や活動場所の紹介、生態系管理等に関する専門家の人材の登録・紹介を行っている。

19 「国連生物多様性の10年」推進事業（環境省）

環境省が事務局である国連生物多様性の10年日本委員会では、「国際自然保護連合日本委員会」（IUCN-J）で実施する、「にじゅうまるプロジェクト」と連携し、地域での取組の状況把握に努めるとともに、推奨する事業の認定を行って、先進事例について多様な主体が共有・活用できるよう努めている。

20 地域連携保全活動の推進（環境省）

生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトにおいて、情報発信している。今後も、引き続き、発信を行っていくとともに、地方公共団体間で情報交換ができる意見交換会を開催し、全国各地で取組が進むよう努める。

32 低炭素地域づくりに向けた取組の支援、技術実証事業（環境省）

（P1の再掲のため、内容は省略）

37 下水道における再生可能エネルギーの導入促進（国土交通省）

各地の先行事例の共有ができるような基盤整備として、下水汚泥のエネルギー利用に

ついて、「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」の改訂により、最新の導入事例を収集・周知した。

40 エコツーリズムの推進（環境省）

環境省ウェブサイト「エコツーリズムのススメ」を通じて、エコツーリズム推進の取組情報の集約と発信を行い、エコツーリズムの概念の共有に努めている。また、「エコツーリズム大賞」により、優良な取組事例の情報発信を行い、全国のエコツーリズムに関連する活動の質的・量的向上及び情報交換等による関係者の連帯感の醸成を図っている。

43 森林・林業体験交流促進対策（農林水産省）

地元の地方自治体や教育機関等の地域関係者と連携し、森林・林業体験活動の機会の提供に努めた。

44 ナショナル・トラスト運動の促進（環境省）

「地域自然資産法」（平成26年法律第85号）の運用開始に伴い、全国での取組事例について情報把握を行っていくとともに、把握した事例については、ウェブサイト等を通じて発信を行う。

45 地産地消の推進（農林水産省）

地産地消優良活動表彰及び地産地消給食等メニューコンテストを実施し、先進的な優良事例や地場産農林水産物等を利用した献立などの情報収集を行い、地方公共団体や事業者、生産者等の多様な主体に対し普及啓発を行っている。

③ 平成26年11月に名古屋市、岡山市で開催される「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」に向け、既に地域で根付きつつあるESDの視点を重視した環境教育に関する様々な取組をさらに加速させるべきである。例えば、環境教育については、関係省庁において多くの取組が進められているが、これらに加えて地域や企業等の様々な主体による取組もあることから、関係省庁のさらなる連携に加え、全国の各地域において、教育関係者、民間団体、地元企業等からなるネットワークを構築、維持できる体制の整備を通して、地域の特色を生かした持続可能な社会づくりの担い手を育む環境教育が広く根付き、継続されるよう工夫していくことが必要である。

【関係施策等（関係府省）】

1 環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組（環境省）

地域の特色をいかした持続可能な社会づくりの担い手を育む環境教育及びESDを根付かせるため、各種取組を実施している。また、「国連ESDの10年」の最終年に当たる平成26年以降の取組を更に加速化するため、「『国連ESDの10年』後の環境教育推進方策懇談会」の報告書に基づき、「人材の育成」、「教材・プログラムの開発・整備」、「連携・支援体制の整備」の3本柱を軸として、今後の施策を推進していく。このうち、連携・支援体制の整備については、現在、関係省庁と連携して、全国的なESD支援のためのネットワーク機能の体制整備を進めている。

2 環境教育の実践普及（文部科学省）

「環境教育リーダー研修基礎講座」において、環境教育を担当する教職員のほか、地域で環境に関する活動を実践している指導者を対象とすることで、学校や地域等の多様な主体のつながりや連携方法を理解できるよう改善を図っている。

3 地球環境問題に関する知識の普及啓発（国土交通省）

気候講演会や気候変動監視レポートによる普及啓発のほか、地域における地球温暖化や気候変動をテーマとしたイベントに地元気象台から参加するなど、地球環境問題の幅広い普及啓発に取り組んでいる。

4 NGOとの連携によるODA事業（外務省）

平成 26 年 11 月に愛知県名古屋及び岡山県岡山市で「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、同会議で採択された「あいち・なごや宣言」等の内容を踏まえ、NGOと協力しながら途上国の人材育成に取り組んでいる。

5 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業については、毎年全国のモデル校認定数を文部科学省ウェブサイト等で公表することにより、環境教育の教材として活用されるよう普及・啓発を図っている。また、昨年度は、エコスクールを活用した環境教育（学年や教科毎に対応させた事例等）をテーマに盛り込んだセミナーを開催するなど、普及・啓発に努めている。

6 日本／ユネスコパートナーシップ事業（文部科学省）

優良事例の共有や情報交換を促進した結果、ユネスコスクールで実施したアンケートにおいて、地域の社会教育機関、NPO法人等との連携を通じて開かれたネットワークを構築したと回答したユネスコスクールは60%に上った。

12 青少年の体験活動の推進（文部科学省）

地域において家庭、学校、青少年団体、NPO等をネットワーク化した持続可能な取組を支援するとともに、企業の実践事例等の普及や優れた活動を表彰することにより、企業が行う体験活動に関する社会貢献活動を促進しており、青少年の自然体験活動等の充実を通して環境教育に資する取組を行っている。

13 （独）国立青少年教育振興機構を中心とした自然体験活動等の機会と場の提供（文部科学省）

国立青少年教育振興機構において、全国の青少年教育施設の模範となる取組を一層推進するとともに、これまで以上に地元地域と連携協力体制を構築しながら、自然体験活動等を通して環境教育に資する取組を行っている。

15 森林環境教育の推進（農林水産省）

平成 26 年に開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」の共催イベントとして、森林環境教育とESDの連携強化を図るためのセミナーを開催し、森林環境教育・ESD双方の進展に向け情報発信を行った。